

○下記に関わる処方せんも調剤いたします

- ・公費負担医療 ・生活保護法 ・ 小児慢性特定疾患
- ・自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております

○「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進して いく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書を無料で発行いたします。

一部負担金が発生しない場合（公費負担などで無料の場合）でも、明細書は無償で発行いたします。明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるため、その点、ご理解いただき、「明細書」の発行を希望されない方は、お申し出下さい。

○容器代について

当薬局では、調剤に要した軟膏容器、水剤容器について、一律 50 円の実費の負担をお願いしております。

尚、国の方針に従い、衛生上の理由から医療機関又は薬局に当該容器を返還した場合の実費の返還の取り扱いは致しません。ご理解の程、お願いいたします。

○選定療養費

2024 年 10 月 1 日より、長期収載品（特許期間を終了した医薬品）の保険給付見直しに伴い、後発医薬品が存在する先発医薬品を希望された場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」が発生するようになりました。

<<選定療養費とは？>>

- ・先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の費用が発生
- ・課税対象であり、消費税も加算

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。